

第 2 期 大刀洗町公共施設等総合管理計画 及び 個別施設計画策定業務 仕様書

1. 業務の名称

第 2 期 大刀洗町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画策定業務

2. 業務の目的

本町では、将来の人口・財政予測等に基づき、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などの方針について検討することで、今後の公共施設等のマネジメント方針を明らかにするため、平成 28 年 9 月に、「大刀洗町公共施設等総合管理計画(以下、総合管理計画)」を策定した。また、令和 2 年 3 月には、総合管理計画を踏まえ、学校施設及び公営住宅を除く 28 施設 40 棟の公共施設を対象とした「大刀洗町個別施設計画(以下、個別施設計画)」を策定した。

総合管理計画は、最終目標年度を 2056 年度とした 40 年間の計画であるが、第 1 期が 2017～2026 年度の 10 年間としており、2026 年度に最終年度を迎えることから、第 2 期(2027～2036 年)の計画を策定することを目的とする。また、個別施設計画は 2029 年度に第 1 期の最終年度を迎えるが、連動した計画の進行管理を行うため、前倒して計画を改訂することを目的とする。

両計画の策定にあたっては、第 1 期の評価や公共施設等を取り巻く状況、関連計画の最新の内容、施設の劣化状況等を踏まえ、長期的な見通しの更新を行い、用途分類別方針や施設別方針の見直し、更新・改修時期、概算費用の算定等を行う。

3. 履行期間

委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4. 対象施設

総合管理計画は、本町の全ての公共施設及びインフラ施設(道路、橋梁、公園、下水道)を対象とする。

個別施設計画は、学校施設及び公営住宅を除く公共施設を対象とする。

5. 業務の内容

<共通>

(1)関連計画の把握、整理

総合管理計画の第 3 版改訂(令和 5 年度)以後に策定・更新した計画等を把握し、両計画に反映する。

(2)大刀洗町の人口、財政の把握、整理

人口ビジョンや決算書等を踏まえ、本町の人口や財政状況の推移等を把握し、両計画に反映する。

(3)公共施設等の状況の整理

公共施設、公共インフラ、公有地等の最新の状況を整理し、両計画に反映する。

公共施設については、総合管理計画の第3版改訂(令和5年度)以後の改修、更新、新設、解体・廃止等の工事の実績を把握し、保有する公共施設等の一覧表の更新や対象施設数の再整理を行う。

(4)公共施設等の劣化診断の実施

町内にある7施設13棟の公共施設(学校施設、公営住宅、第1期に全面的改修を実施した施設、新設施設を除く)を対象に劣化診断を行う。劣化診断は可能な範囲の打診及び目視により実施し、腐食、浮き、欠損、クラック等の発生状況を把握する。

劣化診断の結果に基づき、各施設の劣化状況等を分析するとともに、分析から明らかになった更新・改修の優先順位等を両計画に反映する。

(5)将来更新投資額の見直し

上記の対象施設について、第2期以降の更新等に必要な将来更新投資見込額、更新等に使用できる将来更新投資可能額、不足する財政負担額等を試算する。

試算にあたっては、算定方法やシミュレーション条件を第1期の更新・改修の実績や近年の社会情勢の変化等に応じて再検討する。

(6)第1期の評価及び課題の整理

(1)～(5)の結果を踏まえ、両計画の第1期の評価を行い、総合管理計画においては公共施設等の状況からみた課題を整理する。

<総合管理計画>

(7)公共施設等の適正化の視点及び基本方針の見直し

第2期の公共施設等の適正な維持、更新、管理等を行うための視点や、公共施設及びインフラ施設に関する基本方針について検討する。

(8)公共施設の用途分類別方針、インフラ施設分野別方針の見直し

第2期の公共施設の用途分類別方針、インフラ施設分野別方針について、分野ごとの計画や公共施設等の状況、将来的な必要性等を踏まえて検討する。

公共施設に関しては、施設別の適正化方針や各施設の更新・改修時期について検討し、集

約化・複合化、長寿命化などの適正化方針を反映した場合の将来更新投資見込額及び対策の効果額等を試算する。31 施設 43 棟の公共施設の第 2 期(直近 10 年間)の更新・改修の内容、時期、費用については同時に策定する個別施設計画の内容を反映する。学校施設、公営住宅に関しては、最新の長寿命化計画の内容を反映する。

(9)公共施設等の適正化に向けた今後の課題の検討

(8)を踏まえ、公共施設等の適正化に向けた第 2 期の課題について検討する。

また、将来更新投資額の試算結果に応じて数値目標の設定についても検討する。

(10)庁内推進体制及び進行管理の検討

第 1 期の評価を踏まえ、第 2 期の庁内推進体制や計画の進行管理のあり方について検討する。

(11)使用料の適正化検討

本町の公共施設の使用料収入の実態や、周辺もしくは同規模の自治体の施設の使用料収入の状況、使用料見直しの事例等を整理し、施設の使用料の見直しを含む本町の受益者負担の今後の方向性について検討する。

<個別施設計画>

(12)施設別方針の見直し

総合管理計画を踏まえ、施設別の方針の見直しを行う。また、劣化診断に基づき各施設の健全度を評価し、棟ごとの更新・改修の優先順位の設定を行う。

(13)更新・改修内容と実施時期の設定

施設の健全度評価を踏まえ、第 2 期で更新・改修する施設を決定し、その更新規模や改修内容、実施時期の設定を行う。

(14)更新・改修の概算費用の算出

設定した各施設の更新規模や改修内容を踏まえ、第 2 期の概算費用を算出する。費用の算出にあたり、更新・改修の単価設定を行う。

<共通>

(15)計画書のとりまとめ、概要版の作成

第 2 期大刀洗町公共施設等総合管理計画及び第 2 期大刀洗町個別施設計画としてそれぞれとりまとめを行う。

また、総合管理計画については、計画の内容を抜粋し、わかりやすくまとめた概要版を作

成する。

(16)打合せ協議

業務開始、中間、完了の 3 回に加え、必要に応じて打合せを随時実施する。

6. 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

○業務完了届 各1部

○関係書類一式 各1部(A4 版ファイル綴じ)

○第 2 期大刀洗町公共施設等総合管理計画 計画書 5部(A4 版、一部カラー)

○第 2 期大刀洗町公共施設等総合管理計画 概要版 5部(A4 版、8 ページ程度、フルカラー)

○第 2 期大刀洗町個別施設計画 計画書 5部(A4 版、一部カラー)

○上記の電子データ 一式

7.その他

(1)本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、双方の協議のうえ定めるものとする。

(2)契約にあたり、受託者が一括して第三者に業務を委託することは認めない。ただし、一部業務について本町の承諾を得た場合についてはこの限りでない。